

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税6) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税4)
	政策評価の対象税目	
	上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】      【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容	<p>(現行制度の概要)</p> <p>特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)</p> <p>総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人指定の期限:令和4年3月31日</li> <li>・対象設備:機械・装置(2千万円以上)</li> <li>開発研究用器具・備品(1千万円以上)</li> <li>建物・付属設備・構築物(1億円以上)</li> <li>・特別償却の割合:機械・装置、開発研究用器具・備品 取得価額の34%</li> <li>建物・付属設備・構築物 取得価額の17%</li> <li>・税額控除の割合:機械・装置、開発研究用器具・備品 取得価額の10%</li> <li>建物・付属設備・構築物 取得価額の5%(当期法人税額の20%を限度とする)</li> <li>・設備等取得の期間:法人指定の日から令和4年3月31日まで</li> </ul> <p>(要望の内容)</p> <p>総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の11及び第68条の14の2において令和4年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。</p> <p>(関係条項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合特別区域法第26条</li> <li>・総合特別区域法施行規則第15条</li> <li>・租税特別措置法第42条の11、第68条の14の2</li> <li>・地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号</li> </ul>
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局

6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成29年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成23年度:創設 平成25年度:拡充 (適用対象に「開発研究用器具・備品」を追加) 平成26年度:延長(2年間) 平成28年度:見直しの上、延長 (特別償却率及び税額控除率を見直し、繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長) 平成30年度:延長(2年間) (特別償却及び税額控除の率、対象事業の範囲(国際海上輸送網の拠点となる港湾等の整備等に関する事業及び国際的な事業機会の創出等に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業を除外)を見直した上で、2年延長) 令和2年度:延長(2年間)
8	適用又は延長期間	2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)
9	必要性等  政策目的及びその根拠	<p>(租税特別措置等により実現しようとする政策目的)</p> <p>産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。</p> <p>(政策目的の根拠)</p> <p>総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)</p> <p>第一条 この法律は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、その基本理念、政府による総合特別区域基本方針の策定及び総合特別区域の指定、地方公共団体による国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画の作成並びにその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第三章 国際戦略総合特別区域における特別の措置</p> <p>第四節 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置</p> <p>第二款 課税の特例</p> <p>第二十六条 認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第二号イ又はロに掲げる事業を実施する法人(内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体(内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。)が指定するものに限る。以下この条において「指定法人」という。)であつて、国際戦略総合特別区域内において当該事業の用に供する施設又</p>

		<p>は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p>
	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策5 地方創生          施策5 地方創生に関する施策の推進</p>
	<p>達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>(租税特別措置等により達成しようとする目標)          総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。          より具体的には、各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期までに計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。          また、我が国の宇宙開発利用を支える産業基盤を持続的に維持・発展させ、国際競争力を強化していくため、国内外への需要に応えるとともに新たな市場を創造していく後押しをすることが肝要である。</p> <p>[各特区において達成すべき水準(目標値)]          全7特区において、合計35種類の数値目標を掲げている。          各特区における代表的な数値目標及び達成すべき時期は次のとおりである。</p> <p>北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区          評価指標:特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額          数値目標:2,600億円          [平成28年度に対する5年間(平成29年度～令和3年度まで)の売上増加額累計]</p> <p>つくば国際戦略総合特区          評価指標:ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進          数値目標:連携企業数          173社(平成29年度) 641社(令和2年度)</p> <p>アジアヘッドクォーター特区          評価指標:外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数          数値目標:4年間で40社以上誘致(対象業種:IoT、ビッグデータ、AI等の第4次産業革命関連企業を中心とした東京(日本)の成長を促す業種)</p> <p>京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区          評価指標:特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果          数値目標:特区関連事業による投資額          5年間(平成29年度～令和3年度)累計:475億円</p>

		<p>アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区  評価指標：中部地域における航空宇宙産業の生産高  数値目標：8.7 千億円(平成 25 年度) 11.8 千億円(令和 2 年度)</p> <p>関西イノベーション国際戦略総合特区  評価指標：研究段階(入口)における効果  数値目標：特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連設備投資額  平成 23 年度～令和 3 年度の累積 570 億円</p> <p>グリーンアジア国際戦略総合特区  評価指標：当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高  数値目標：年間売上高  約 0.2 兆円(平成 22 年 12 月現在) 約 5.19 兆円(令和 2 年 12 月)</p> <hr/> <p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与)  租税特別措置を通じて、特区内の産業拠点形成に係る設備投資が促進され、民間事業者による事業活性化の拡大を通じ、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積へとつながる。  これにより、各特区が数値目標として掲げる、関連する産業の年間生産高・年間売上高や関連企業の投資額や誘致数等の数値目標の達成が実現される。  また、各特区における数値目標の達成実現によって、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」ことに寄与する。  例えば、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた取組が進められることを通じ、農産物や加工品等の輸出・輸入代替が促進されるため、産業の国際競争力の向上に繋がる。  つくば国際戦略総合特区であれば、本税制措置の積極的活用により、ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化が促進され、国際競争力の向上に繋がる。  アジアヘッドクォーター特区であれば、本税制措置の活用により外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致に関する投資が促進されるため、産業・企業の集積に繋がる。  京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用によって革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に用いる設備投資が促進され、医療分野における経済波及効果の増加に繋がる。  アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区であれば、本税制の活用により航空機や部品製造に係る設備投資が促進されるため、当該産業の拠点形成による生産高増加に繋がる。  関西イノベーション国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化される。  グリーンアジア国際戦略総合特区であれば、本税制の活用により我</p>
--	--	---

			が国のグリーンイノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等に関する設備投資が促進される。																																
10	有効性等	適用数	<p>(延長分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 29</th> <th>平成 30</th> <th>令和 1</th> <th>令和 2</th> <th>令和 3</th> <th>令和 4</th> <th>令和 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td> <td>23 法人</td> <td>24 法人</td> <td>9 法人</td> <td>11 法人</td> <td>24 法人</td> <td>18 法人</td> <td>7 法人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>令和3年度～令和5年度は見込み 租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの</p>	年度 区分	平成 29	平成 30	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	適用法人数	23 法人	24 法人	9 法人	11 法人	24 法人	18 法人	7 法人																
年度 区分	平成 29	平成 30	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5																												
適用法人数	23 法人	24 法人	9 法人	11 法人	24 法人	18 法人	7 法人																												
		適用額	<p>(延長分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 29</th> <th>平成 30</th> <th>令和 1</th> <th>令和 2</th> <th>令和 3</th> <th>令和 4</th> <th>令和 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額 特別償却</td> <td>15.0 億円</td> <td>23.7 億円</td> <td>2.8 億円</td> <td>0.1 億円</td> <td>12.9 億円</td> <td>0 億円</td> <td>1.1 億円</td> </tr> <tr> <td>適用額 税額控除</td> <td>31.1 億円</td> <td>16.9 億円</td> <td>39.0 億円</td> <td>40.9 億円</td> <td>25.6 億円</td> <td>66.3 億円</td> <td>0.4 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>令和3年度～令和5年度は見込み 租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの</p>	年度 区分	平成 29	平成 30	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	適用額 特別償却	15.0 億円	23.7 億円	2.8 億円	0.1 億円	12.9 億円	0 億円	1.1 億円	適用額 税額控除	31.1 億円	16.9 億円	39.0 億円	40.9 億円	25.6 億円	66.3 億円	0.4 億円								
年度 区分	平成 29	平成 30	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5																												
適用額 特別償却	15.0 億円	23.7 億円	2.8 億円	0.1 億円	12.9 億円	0 億円	1.1 億円																												
適用額 税額控除	31.1 億円	16.9 億円	39.0 億円	40.9 億円	25.6 億円	66.3 億円	0.4 億円																												
		減収額	<p>(延長分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 29</th> <th>平成 30</th> <th>令和 1</th> <th>令和 2</th> <th>令和 3</th> <th>令和 4</th> <th>令和 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>38.2 億円</td> <td>24.8 億円</td> <td>43.8 億円</td> <td>45.1 億円</td> <td>31.6 億円</td> <td>73.1 億円</td> <td>0.8 億円</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.2 億円</td> <td>0.4 億円</td> <td>0 億円</td> <td>0 億円</td> <td>0.2 億円</td> <td>0 億円</td> <td>0 億円</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1.0 億円</td> <td>0.7 億円</td> <td>1.0 億円</td> <td>1.1 億円</td> <td>0.8 億円</td> <td>1.7 億円</td> <td>0 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>令和3年度～令和5年度は見込み 租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより</p>	年度 区分	平成 29	平成 30	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	法人税	38.2 億円	24.8 億円	43.8 億円	45.1 億円	31.6 億円	73.1 億円	0.8 億円	法人住民税	0.2 億円	0.4 億円	0 億円	0 億円	0.2 億円	0 億円	0 億円	法人事業税	1.0 億円	0.7 億円	1.0 億円	1.1 億円	0.8 億円	1.7 億円	0 億円
年度 区分	平成 29	平成 30	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5																												
法人税	38.2 億円	24.8 億円	43.8 億円	45.1 億円	31.6 億円	73.1 億円	0.8 億円																												
法人住民税	0.2 億円	0.4 億円	0 億円	0 億円	0.2 億円	0 億円	0 億円																												
法人事業税	1.0 億円	0.7 億円	1.0 億円	1.1 億円	0.8 億円	1.7 億円	0 億円																												

		<p>詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの</p>																	
	<p>効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 達成目標の実現状況</p> <p>国際戦略総合特区7区域において、指定時に定められた「おおむね5年以内を目安とした計画目標」の終了時期が順次到来したため、特区計画の延長を行うにあたり、各特区において評価指標の見直しや新たな目標値の設定等を行った。</p> <p>租税特別措置等の効果について、国際戦略総合特別区域計画及び国際戦略総合特別区域評価書により把握された各特区の代表的な数値目標及び実績値により、達成状況及び効果を以下のとおり検証する。</p> <table border="1" data-bbox="598 750 1356 1142"> <thead> <tr> <th colspan="2">北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区</th> <th>数値目標</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価指標</td> <td>平成29年度</td> <td>170 億円</td> <td>179 億円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>510 億円</td> <td>600 億円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,030 億円</td> <td>904 億円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1,730 億円</td> <td>1,157 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額 (増加額累計)</p> <p>特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、平成29年度より新たな目標値を設定。</p> <p>平成30年度までは概ね目標を達成し、過去を通して設定した目標と同程度の成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が4法人で約6,320百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた取組が進められたことを通じ、農産物や加工品等の輸出・輸入代替が促進されたため、産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。</p>	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区		数値目標	実績値	評価指標	平成29年度	170 億円	179 億円	平成30年度	510 億円	600 億円	令和元年度	1,030 億円	904 億円	令和2年度	1,730 億円	1,157 億円
北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区		数値目標	実績値																
評価指標	平成29年度	170 億円	179 億円																
	平成30年度	510 億円	600 億円																
	令和元年度	1,030 億円	904 億円																
	令和2年度	1,730 億円	1,157 億円																

つくば国際戦略総合特区			数値目標	実績値
評価指標	平成 29 年度	ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進 連携企業数 (累積)	173 社	233 社
	平成 30 年度		329 社	451 社
	令和元年度		486 社	616 社
	令和 2 年度		641 社	781 社

特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、平成 29 年度より新たな目標値を設定（平成 28 年度は単年度の実績値のみ掲載）。

すべての年度において数値目標を上回る結果となっている。本税制措置の活用する法人がなかったことを踏まえると、本税制措置の活用により当該指標に影響を与えたとは言い難い。

特区による今後の本税制措置の積極的活用により、更にライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化が促進され、政策目的及び特区目標の達成に寄与することが期待される。

アジアヘッドクォーター特区			数値目標	実績値
評価指標	平成 29 年度	外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致数（累計）	10 社	10 社
	平成 30 年度		20 社	20 社
	令和元年度		4 年間で 40 社	35 社
	令和 2 年度		4 年間で 40 社	-

特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、平成 29 年度より新たな目標値を設定。

平成 26 年度から平成 30 年度まで目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 1 法人で約 2,360 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致に関する投資が促進されたため、産業・企業の集積に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区			数値目標	実績値
評価指標	平成 29 年度	特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果（特区関連事業による投資額）	115 億円	119 億円
	平成 30 年度		81 億円	141 億円
	令和元年度		87 億円	116 億円
	令和 2 年度		93 億円	135 億円

特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、平成 29 年度より新たな目標値を設定。

平成 28 年度は目標未達成であったが、平成 29 年度以降は目標を達成し、平成 30 年度以降目標値を大きく上回る成果が続いている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 5 法人で約 1,267 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用によって一定程度の革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に用いる設備投資が促進され、医療分野における経済波及効果の増加に繋がっているため、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に一定の効果があるといえ、今後も本税制の一層の活用が期待される。

アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区			数値目標	実績値
評価指標	平成 29 年度	中部地域における航空宇宙産業の生産高 （代替指標：中部地域における航空機・部品の生産高）	7,000 億円	7,925 億円
	平成 30 年度		7,400 億円	7,598 億円
	令和元年度		7,800 億円	7,796 億円
	令和 2 年度		8,200 億円	5,663 億円

平成 28 年度から令和元年度にかけて毎年度目標を達成し、継続的に成果を挙げている。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標を達成することはできなかったが、本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 23 法人で約 25,729 百万円であったことを踏まえると、本税制の活用により航空機や部品製造に係る設備投資が促進されたため、当該産業の拠点形成による生産高増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。



関西イノベーション国際戦略総合特区			数値目標	実績値
評価指標	平成 29 年度	研究段階（入口）における効果 特区支援制度活用による医薬品・医療 機器関連設備投資額（累積）	470 億円	510 億円
	平成 30 年度		490 億円	590 億円
	令和元年度		510 億円	593 億円
	令和 2 年度		540 億円	616 億円

平成 29 年度から令和 2 年度にかけて毎年度目標を達成している。過去を通して概ね設定した目標値で推移している。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 3 法人で約 9,769 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化されているため、当該産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

グリーンアジア国際戦略総合特区			数値目標	実績値
評価指標	平成 29 年度	当地域が貢献する環境を軸とした 産業の年間売上高	2.67 兆円	3.10 兆円
	平成 30 年度		3.35 兆円	3.53 兆円
	令和元年度		4.20 兆円	3.70 兆円
	令和 2 年度		5.19 兆円	3.29 兆円

平成 28 年度から平成 30 年度まで目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 21 法人で約 30,343 百万円であったことを踏まえると、本税制の活用により我が国のグリーンイノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等に関する設備投資が促進されたため、当該産業の年間売上高の増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

なお、令和 2 年度に特区自治体に対して実施した税制支援措置活用に関するアンケート調査によると、特区自治体への効果として、税制支援措置は、設備投資、雇用増、税収増、企業誘致等の効果を複合的にもたらすとされている。（あずさ監査法人調査調べ）

（達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果）

国際戦略総合特区全体の税制支援対象設備投資総額は 23 社、

		<p>82 件で 371 億円に上った。</p> <p>昨年度実施した事業創出効果等の調査報告書によると、この設備投資額が創出した、直接効果・間接 1 次波及効果・間接 2 次波及効果を合算した事業創出効果（総合経済波及効果）は約 167 億円と推計される。</p> <p>ただし、事業創出効果は（総合経済波及効果）約 167 億円は、税の軽減効果約 40 億円より上回っていることから、税制上の支援措置は国際戦略総合特区の域内経済に一定程度貢献しているものと考えられる。</p> <p>また、これらの設備投資がもたらした雇用誘発効果は合計で約 630 人と推計され、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」ことに寄与するといえる。</p> <p>なお、各特区の企業に対するアンケートを実施したところ、今後の税制支援措置の活用を希望する企業が 58%であり、設備投資を行う際の意思決定比重として、税制支援措置によるキャッシュフロー創出効果を選択する企業が全体の 25.3%であり、税制上の支援措置が企業の意思決定に直接寄与していると言える。（あずさ監査法人調査調べ）</p> <p>適用数が僅少であることについて</p> <p>本税制措置については、租税透明化法に基づき把握される上位 10 社の適用額の合計の割合が高いが、これは 1 件当たりの取得額が高額な建物や機械装置等において適用額が大きくなっていることに由来するものである。本税制措置の目的はより多くの法人に本税制措置を活用していただき、より多くの設備投資を実現することであるため、1 件当たりの取得額の大小を重視しているものではない。平成 29 年度から令和元年度までの適用法人数が 23 法人であることを踏まえると、多くの法人に活用され多くの設備投資に繋がっているため、本税制措置は目標の実現に寄与しているといえる。また、将来（令和 3 年度から令和 5 年度まで）の適用見込法人数が 49 法人であることを踏まえると、多くの法人に活用され多くの設備投資に繋がることが見込まれるため、本税制措置は目標の実現に寄与するといえる。</p>
	<p>税収減を是認する理由等</p>	<p>特区への調査結果によると、平成 29 年度から令和元年度までの国際戦略総合特区全体の税制支援対象設備投資総額は 23 社、82 件で 371 億円に上った。</p> <p>昨年度実施した事業創出効果等の調査報告書によると、この設備投資額が創出した、直接効果・間接 1 次波及効果・間接 2 次波及効果を合算した事業創出効果（総合経済波及効果）は約 167 億円と推計され、同期間の減収額約 40 億円より上回っていることから、税制上の支援措置は国際戦略総合特区の域内経済に一定程度貢献しているものと考えられる。</p>

11	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であると考えます。</p>
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。</p> <p>補助金等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。</p> <p>一方、本税制措置は、設備投資にかかる特別償却や投資税額控除を設けることにより、国際競争力の高い産業の集積を図るものである。</p>
		地方公共団体が協力する相当性	<p>総合特別区域法第5条において、指定地方公共団体の責務として、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。</p>
12	有識者の見解	-	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月(R1 内閣 04)	

## 適用数等及び減収額の算定根拠

平成 29 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数	23 件	特区に対する調査	
特別償却実施額	1495 百万円	特区に対する調査	
税額控除実施額	3110 百万円	特区に対する調査	
減収額	3936.49 百万円	3816.19 百万円 +24.49 百万円+95.81 百万円	+ +
法人税	3816.19 百万円	(1495 百万円 × 23.4% + 3110 百万 円) × (1 + 10.3%)	( × 税率 + ) × (1 + 税率)
法人住民税	24.49 百万円	1495 百万円 × 23.4% × 7.0%	× 税率 × 税率
法人事業税	95.81 百万円	14.95 百万円+80.86 百万円	+
所得割	14.95 百万円	1495 百万円 × 1%	× 税率
特別法人事業税	80.86 百万円	3110 百万円 × 1% × 260%	× 税率

平成 30 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数	24 件	特区に対する調査	
特別償却実施額	2370 百万円	特区に対する調査	
税額控除実施額	1695 百万円	特区に対する調査	
減収額	2587.88 百万円	2481.29 百万円 +38.82 百万円+67.77 百万円	+ +
法人税	2481.29 百万円	$(2370 \text{ 百万円} \times 23.4\% + 1695 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$( \times \text{税率} + ) \times (1 + \text{税率})$
法人住民税	38.82 百万円	$2370 \text{ 百万円} \times 23.4\% \times 7.0\%$	$\times \text{税率} \times \text{税率}$
法人事業税	67.77 百万円	23.7 百万円+44.07 百万円	+
所得割	23.7 百万円	$2370 \text{ 百万円} \times 1\%$	$\times \text{税率}$
特別法人事業税	44.07 百万円	$1695 \text{ 百万円} \times 1\% \times 260\%$	$\times \text{税率}$

令和元年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数	9 件	特区に対する調査	
特別償却実施額	276 百万円	特区に対する調査	
税額控除実施額	3902 百万円	特区に対する調査	
減収額	4483.88 百万円	4375.14 百万円+4.52 百万円+104.21 百万円	+ +
法人税	4375.14 百万円	$(276 \text{ 百万円} \times 23.4\% + 3902 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$( \times \text{税率} + ) \times (1 + \text{税率})$
法人住民税	4.52 百万円	$276 \text{ 百万円} \times 23.4\% \times 7.0\%$	$\times \text{税率} \times \text{税率}$
法人事業税	104.21 百万円	2.76 百万円+101.45 百万円	+
所得割	2.76 百万円	$276 \text{ 百万円} \times 1\%$	$\times \text{税率}$
特別法人事業税	101.45 百万円	$3902 \text{ 百万円} \times 1\% \times 260\%$	$\times \text{税率}$

令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数	11 件	特区に対する調査	
特別償却実施額	12 百万円	特区に対する調査	
税額控除実施額	4088 百万円	特区に対する調査	
減収額	4618.77 百万円	4512.16 百万円+0.2 百万円+106.41 百万円	+ +
法人税	4512.16 百万円	$(12 \text{ 百万円} \times 23.4\% + 4088 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$( \times \text{税率} + ) \times (1 + \text{税率})$
法人住民税	0.2 百万円	$12 \text{ 百万円} \times 23.4\% \times 7.0\%$	$\times \text{税率} \times \text{税率}$
法人事業税	106.41 百万円	0.12 百万円+106.29 百万円	+
所得割	0.12 百万円	$12 \text{ 百万円} \times 1\%$	$\times \text{税率}$
特別法人事業税	106.29 百万円	$4088 \text{ 百万円} \times 1\% \times 260\%$	$\times \text{税率}$

令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数	24 件	特区に対する調査	
特別償却実施額	1291.61 百万円	特区に対する調査	
税額控除実施額	2564.25 百万円	特区に対する調査	
減収額	3262.48 百万円	3161.73 百万円 +21.16 百万円+79.59 百万円	+ +
法人税	3161.73 百万円	$(1291.61 \text{ 百万円} \times 23.4\% + 2564.25 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$( \times \text{税率} + ) \times (1 + \text{税率})$
法人住民税	21.16 百万円	$1291.61 \text{ 百万円} \times 23.4\% \times 7.0\%$	$\times \text{税率} \times \text{税率}$
法人事業税	79.59 百万円	12.92 百万円+66.67 百万円	+
所得割	12.92 百万円	$1291.61 \text{ 百万円} \times 1\%$	$\times \text{税率}$
特別法人事業税	66.67 百万円	$2564.25 \text{ 百万円} \times 1\% \times 260\%$	$\times \text{税率}$

令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数	18 件	特区に対する調査	
特別償却実施額	0 百万円	特区に対する調査	
税額控除実施額	6631.53 百万円	特区に対する調査	
減収額	7487 百万円	7314.58 百万円+0 百万円+172.42 百万円	+ +
法人税	7314.58 百万円	$(0 \text{ 百万円} \times 23.4\% + 6631.53 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$( \times \text{税率} + ) \times (1 + \text{税率})$
法人住民税	0 百万円	$0 \text{ 百万円} \times 23.4\% \times 7.0\%$	$\times \text{税率} \times \text{税率}$
法人事業税	172.42 百万円	0 百万円+172.42 百万円	+
所得割	0 百万円	$0 \text{ 百万円} \times 1\%$	$\times \text{税率}$
特別法人事業税	172.42 百万円	$6631.53 \text{ 百万円} \times 1\% \times 260\%$	$\times \text{税率}$

令和5年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数	7 件	特区に対する調査	
特別償却実施額	113.90 百万円	特区に対する調査	
税額控除実施額	41.50 百万円	特区に対する調査	
減収額	79.26 百万円	75.17 百万円+1.87 百万円+2.22 百万円	+ +
法人税	75.17 百万円	$(113.90 \text{ 百万円} \times 23.4\% + 41.50 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$( \times \text{税率} + ) \times (1 + \text{税率})$
法人住民税	1.87 百万円	$113.90 \text{ 百万円} \times 23.4\% \times 7.0\%$	$\times \text{税率} \times \text{税率}$
法人事業税	2.22 百万円	1.14 百万円+1.08 百万円	+
所得割	1.14 百万円	$113.90 \text{ 百万円} \times 1\%$	$\times \text{税率}$
特別法人事業税	1.08 百万円	$41.50 \text{ 百万円} \times 1\% \times 260\%$	$\times \text{税率}$